

法務講座 ②⑤

## インターネット通販での表示義務

寺本法律会計事務所  
弁護士  
磯井 美葉

今回は、インターネットで通信販売をするときに、ホームページに表示する義務のある事項についてご説明いたします。

インターネットの発展は、これまでの買い物のスタイルを大きく変えてしまいました。

小さな会社でも、ホームページを作って、インターネットを通じて製品を直接消費者に販売しているところは、最近どんどん増えています。

製造業者、販売業者にとっては、自慢の製品を遠くの方にも買ってもらえるチャンスです。

ホームページで通信販売を始めようとするときには、どんなデザインのホームページにするか、どんなものをどんな価格で販売するか、決めなければならないのは当然ですが、ここにもちゃんと法律による決まりがあることは忘れないでください。

通信販売については、インターネットに限らず、カタログやテレビなどでの通信販売も含め、「特定商取引に関する法律」という法律の適用を受けます。

最近では、インターネットで買い物をしようとすると、「特定商取引法に基づく表示」などというページを設けているところが多くなりましたので、インターネットで買い物をしたことがある方は、ごらんになったことがあるかもしれません。

この法律では、通信販売によって商品やサービスを提供する業者は、次の項目を表示しなければならないとされています。

- 1) 氏名・名称(商号)、住所、電話番号  
※法人の場合は、登記簿上の名称を正確に表示する必要があります。
- 2) 法人の場合は、代表者または責任者の氏名  
※インターネット通販の場合のみですが、法人の場合は、代表者名か、通信販売の担当責任者の氏名を表示する必要があります。
- 3) メールアドレス(インターネット、メールにより広告をする場合のみ)
- 4) 商品・サービスの価格(および、この価格に送料が含まれていないときは、送料の金額)  
※送料は、必ずしも一律である必要はありません。地域別、重量別、あるいは購入代金別などの表を載せて、購入者が自分で判断できるようにしてあれば十分です。  
ただ、「送料実費」という表示だけで、金額を出さない方法は不十分といわれています。  
※なお、農産物については、価格が変動する場合もあると思います。この場合、「価格は時期によって変わりますので、お問い合わせください。」などとして、問い合わせがあった場合に回答するという方法も認められています。その場合、問い合わせに対しては、なるべく早めに対応する必要があります。
- 5) 商品代金、送料以外に購入者が負担すべき費用があるときは、その内容と金額  
※代引き手数料、梱包料、会員登録料などを別に受け取る場合は、その名目と金額を明示し

なければなりません。

消費税も同じです。なお、通販か店舗販売にかかわらず、消費税については、この4月から「総額表示」が義務づけられたのは、皆さんもご存じかと思います。

一方、振込手数料は、業者が設定するものではなく、金融機関によっても違いますので、必ずしも表示していなくても、違反にはなりません。

ただ、できれば、「振込手数料はご負担下さい。」など一言入れておく方がいいですね。

### 6) 代金の支払時期、支払方法

※支払時期については、前払いなのか後払いなのか代金引換かの区別、支払方法については、銀行振込(郵便振替)、運送会社の代金引き換え方式、クレジットカード、のどのような方法なのか、複数の方法から選択してもらうことも可能です。

### 7) 商品の引渡時期あるいはサービスの提供時期

※「入荷次第」などという方法ではなく、できるだけ、「〇〇日以内」など、具体的な日時を入れるべきとされています。

### 8) 商品を引き渡した後の返品の内容

※通信販売に関しては、クーリングオフ制度の適用はありません。したがって、必ず返品を認めなければならないわけではありません。ただ、実物を見ないで買う取引なので、返品できるという規定にしておく方が、一般には人気が出ます。ただ、食品などの場合は、返品できないものとしておくことが多いでしょう。いずれの場合も、返品する場合はどのようにして返品するのか、送料負担の有無などを表示し、返品を認めない場合は、その旨を表示します。

その他、9) 申込の有効期限があるときはその期限、10) 商品に欠陥があった場合の業者の責任についての規定がある場合はその内容、11) 商品の販売数量の制限、特別の販売条件があるときはその内容についても、表示すべき項目とされています。

たまにはこんな運営委員会も!

6月10日、総会議案等を審議する第16回運営委員会の時間を利用して、役員の提案により、フリートーキングを行いました。こんな意見が出されました。

- 米政策改革にともなう諸制度の手続き等について情報が十分でないなど現場ではまだ問題がある。情勢や制度内容について自主的な勉強会をしたいと思っているので、関心がある方は参加をお願いしたい。
- 都市農業問題が政策提案にとりあげられるようになった。ありがたい。

また会議では、京都府農業法人経営者会議の梶谷文男会長より、鳥インフルエンザの義捐金に対する御礼がありました。

### 緊急連絡



- ①総会・夏季セミナーの出席申込みは14日(月)までとなっています。□  
ご参加を希望の方は都道府県農業法人組織の事務局まで大至急ご連絡下さい。また、ご欠席の方は委任状をFAXでお送り下さい。
- ②都市地域の農業法人が抱える問題などを検討していくための勉強会を立ち上げることになりました。□  
17日の総会の日の交流交歓会終了後に最初の打合会を開きます。この問題でお悩みをお持ちの農業法人の皆様、ぜひご参加下さい。「結集こそが力です!」□  
詳細は事務局までお願いします。

「アグリビジネス経営塾」202号  
2004年6月11日発行

発行:  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001



Tel: 03-5156-0365 Fax: 03-5156-0366  
E-mail: hojin@nca.or.jp  
HP: http://www.hojin.or.jp/